介護保険負担限度額認定の手続きについて

利用料の自己負担が困難な市町村民税非課税世帯の方に対して、介護保険施設またはショートステイを利用する際の食費と居住費（滞在費）に負担を軽減する制度です。

対象者

※次の要件をすべて満たす方

□要介護（要支援）認定を受けている方

□世帯全員の市町村民税が非課税の方

※世帯員に１人でも未申告の方がいる場合は申請できません。

□配偶者が市町村民税非課税である方**（別の住所に住む配偶者も含みます。）**

□預貯金等の合計額が基準額以下の方

※基準額は次のように、年金収入等の所得の状況で異なります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の基準額
第１段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
第２段階	合計所得＋年金収入額が 80.9 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第３段階①	合計所得＋年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
第３段階②	合計所得＋年金収入額が 120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下

受付窓口

介護支援課介護保険係、支所（山川、高田）市民サービス係

申請に必要なもの

□（代理人が申請される場合）サービス利用者の介護保険被保険者証（原本）又は委任状

※介護保険被保険者証の写しは不可です。

□前回の負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

□「介護保険負担限度額認定証」「介護保険特定負担限度額認定証」の申請手続きについて

□預貯金等の金額が確認できるもの（通帳等）の写し

・銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分

≪裏面へ≫

・申請日の２カ月前からの期間で最終残高がわかる部分
※配偶者のいる方は夫婦２人の預貯金等の金額の確認できるものの写しを添付してください。
※預貯金等とは次のア～オのとおりです。
ア．預貯金（普通・定期）
イ．有価証券（株式・国債・地方債・社債）
ウ．投資信託
エ．現金
オ．負債（借入金・住宅ローンなど）
□（申請書に個人番号を記入している場合）マイナンバーカード
※申請書に個人番号を記入していなくても申請は受け付けます。
□届出者（窓口来庁者）の本人確認書類（運転免許証等）も必要となります。
※郵送にて申請される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
□世帯全員分の課税状況と合計所得金額がわかる課税証明書（ただし、令和７年１月２日以降みやま市に転入された場合に限る）

負担限度額認定証と有効期限について

通知及び承認された場合の認定証は、後日郵送となります。審査には 10 日～2 週間程度要します。承認の場合の適用開始日は申請月の初日に遡ります（例：申請日 7 月 24 日→適用開始日 7 月 1 日）。有効期限は毎年７月３１日までとなっております。認定の適用を受けるためには毎年申請してください

その他

○虚偽の申告により不正に負担限度額認定証の交付を受け、食費と居住費（滞在費）の軽減を受けた場合には、介護保険法第２２条第１項の規定に基づき、支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。
○申請書等は、みやま市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先・申請先
みやま市役所　介護支援課介護保険係
〒835-8601　福岡県みやま市瀬高町小川５番地
電話 0944-64-1555　FAX 0944-64-1601